

食事提供体制加算の算定要件及び食材料費の取扱いに係る確認表

食事提供の方法	業務委託等の範囲						利用者からの費用徴収が可能な範囲
	献立の作成	食材料の購入	調理	盛り付け	提供(運搬)	後片付け	
食事の提供に関する業務を第三者に「委託」する場合	第三者又は事業所が行う ※ 1	第三者又は事業所が行う (実費分のみ徴収可能) 右記事例参照 ※ 1	第三者が行う	第三者又は事業所が行う ※ 1	第三者又は事業所が行う ※ 1	第三者又は事業所が行う ※ 1	<p>〈例①〉 委託契約書において、委託料の内食材料費の実費相当分の額を明記。 委託料:420円(内食材料費:230円) →食材料費230円を利用者から徴収可能。</p> <p>〈例②〉 委託契約書において、食材料費の実費相当分の額を明記せず。 委託料:420円 食事提供体制加算:30単位(生活介護の場合) →委託料と食事提供体制加算の差額分120円を利用者から徴収可能。</p> <p>〈例③〉 委託契約書において、食材料費の実費相当分の額を明記せず、事業所が主食(米)を購入し、炊飯したものと合わせて提供。 委託料:420円 米代:30円/1食 食事提供体制加算:30単位(生活介護の場合) →委託料と米代の合計と食事提供体制加算30単位の差額分150円を利用者から徴収可能。</p> <p>※1～第三者又は事業所が行う範囲については、業務委託内容により異なる。</p>
食材を第三者から「購入」する場合	事業所が行う ※ 2	事業所が行う (購入額の全額徴収可能)	事業所が行う	事業所が行う	事業所が行う	事業所が行う	<p>○購入額(食材料費)全額を利用者から徴収可能。</p> <p>※2～献立の作成を第三者(食材購入先)に委託している場合は、加算の届出においては食材の購入契約ではなく、上段の「食事の提供に関する業務を委託する場合」の届出となる。</p> <p>(注1) 食材の購入の場合であっても施設外で調理されたものを提供する際は、クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う課程において、急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限られ、運搬手段等についても衛生上適切な措置を講じる必要がある。</p> <p>(注2) 食材購入先が作成したメニュー表(一般的に誰でも購入できる場合)に掲載されている弁当を購入する場合は、注1に該当する場合を除き、「市販の弁当」の購入となるため、本加算は算定できない。</p>